

令和6年度第2回

青梅市都市計画審議会

議 事 録

令和 6 年度第 2 回青梅市都市計画審議会議事録

○ 開催日時 令和 7 年 2 月 1 4 日（金）午前 9 時 3 0 分

○ 会 場 青梅市役所 議会棟 3 階 大会議室

○ 出席者（18 人）

委 員

中 井 検 裕 会長

寺 島 和 成 委員

井 上 たかし 委員

藤 野 ひろえ 委員

長谷川 真 弓 委員

中 村 洋 介 委員

三 浦 和 広 委員

野 崎 孝 幸 委員

近 藤 誠 二 委員

加 藤 仁 志 委員

茂 木 亮 輔 委員

ぬのや 和 代 委員

目 黒 え り 委員

森 村 隆 行 委員

松 永 重 徳 委員

福 田 託 也 委員

大 野 智 永 委員

吉 澤 美 奈 委員

○ 欠 席 者（1 人）

西 浦 定 継 委員

○ 説明のため出席した者の職氏名（10 人）

市 長 大勢待 利 明 環 境 部 長 川 島 正 男

拠点整備部長 伊 藤 慎二郎 都市整備部長 木 崎 雄 一

公園緑地課長 塚 田 正 巳 拠点整備課長 三 井 俊 幸

都市計画課長 木 下 茂 公園緑地課みどり推進係長 川 島 岳

拠点整備課事業調整係長 立 川 明 宏 都市計画課計画係長 南 宜 克

令和6年度第2回青梅市都市計画審議会 議事日程

- 1 市長あいさつ
- 2 会長職務代理者の指名
- 3 説明者の職氏名の報告
- 4 議事録署名委員の指名
- 5 諮問事項
青梅インターチェンジ北側地区地区計画の変更について(青梅市決定)
- 6 協議事項
 - (1) 青梅市都市計画マスタープランの改定について
 - (2) 青梅市みどりの基本計画の改定について
- 7 その他

(都市計画課長)

おはようございます。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

開会前に、本日の会議資料につきまして事前に郵送にてお配りしております資料を、A4判の「資料リスト」とともに御確認をお願いできればと存じます。

資料1-1 地区計画の変更スケジュール

資料1-2 意見書の要旨

資料1-3 青梅都市計画地区計画の変更(案)

資料1-4 計画図2(拡大図)

資料2-1 青梅市都市計画マスタープラン 計画検討の経緯

資料2-2 青梅市都市計画マスタープランの改定にかかる
地域別座談会 実施報告

資料2-3 第1回都市計画審議会の意見と対応

資料2-4 青梅市都市計画マスタープラン(原案)

資料2-5 青梅市都市計画マスタープラン 今後のスケジュール

資料3-1 青梅市みどりの基本計画の改定にかかる地域別座談会等
実施報告

資料3-2 第1回都市計画審議会および第2回環境審議会の
意見と対応

資料3-3 青梅市みどりの基本計画(原案)

資料3-4 青梅市みどりの基本計画 今後のスケジュール

資料番号が振ってございませんが、

「青梅市都市計画審議会委員名簿」

「令和6年度第1回青梅市都市計画審議会議事録」

となります。

そこで、資料について一点お詫びがございます。

資料1-3「青梅都市計画地区計画の変更(案)」の中の総括図の一部に誤りがございました。

本日、机上にて配布させていただいた、右上に「一部差替え」と表記しているものに差し替えをお願いできればと存じます。

なお、修正箇所と内容につきましては、後ほど内容説明の際にも御説明

させていただきます。

お手数をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

以上、資料については、議事日程以下 16 種類です。

不足がありましたら、事務局までお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それでは、会長に議長をお願いしまして、議事を進めていただきます。

会長よろしくお願いいたします。

○ 開 会

(会長)

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから令和 6 年度第 2 回青梅市都市計画審議会を開会いたします。

議事日程に従いまして、議事を進めてまいりますので、御協力よろしくお願いいたします。

初めに、市長より御挨拶をお願いします。

1 市長あいさつ

(市長)

皆様、おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、令和 6 年度第 2 回青梅市都市計画審議会に御出席いただき、ありがとうございます。

また、日頃より、青梅市の都市計画行政に関しまして、御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

本日は、協議事項といたしまして、「青梅市都市計画マスタープラン」ならびに、「青梅市みどりの基本計画」の改定について、引き続き、御審議をいただきます。

また、諮問事項といたしまして、「青梅インターチェンジ北側地区」の地区計画の変更についても御審議していただきます。

いずれも本市の都市計画におきまして、重要な事項でございますので、ぜひとも慎重な御審議をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

本日、欠席されております委員は、1名でございます。なお、委員からは事前に御連絡をいただいております。

2 会長職務代理者の指名

(会長)

続きまして、議事日程「2 会長職務代理者の指名」でございます。

会長職務代理者につきましては、青梅市都市計画審議会条例第4条第3項の規定において、「あらかじめ会長が指名する」となっております。

この規定にもとづきまして、私が職務代理者を指名させていただきます。

職務代理者は学識経験者選出の委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

< 異議なしの声 >

(会長)

ありがとうございます。

本日、委員は欠席でございますが、事前に承諾はいただいております。

それでは、委員を会長職務代理者とすることで決定いたします。

ありがとうございました。

3 説明者の職氏名の報告

(会長)

続きまして、議事日程「3 説明者の職氏名の報告」を事務局よりお願いいたします。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

どうぞ。

(都市計画課長)

本日出席しております説明者を御報告いたします。

初めに、都市整備部長、拠点整備部長、環境部長、拠点整備課長、公園緑地課長、都市計画課 計画係長、拠点整備課 事業調整係長、公園緑地課 みどり推進係長です。そして、私、都市計画課長でございます。

本日はどうぞよろしくお願いします。

4 議事録署名委員の指名

(会長)

ありがとうございました。

続きまして、議事日程「4 議事録署名委員の指名」に移ります。

議事録署名委員につきましては、議長のほかに、議長が指名する委員を名簿記載順に指名しております。

本日の審議会の議事録署名については、委員を指名いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

5 諮問事項

青梅インターチェンジ北側地区地区計画の変更について（青梅市決定）

（会長）

それでは議事日程「5 諮問事項 青梅インターチェンジ北側地区地区計画の変更について」審議いたします。

諮問書の朗読は省略し、諮問内容について担当より御説明願います。

（拠点整備部長）

議長、拠点整備部長です。

（会長）

拠点整備部長、どうぞ。

（拠点整備部長）

それでは、着座にて失礼いたします。

諮問事項の「青梅都市計画地区計画青梅インターチェンジ北側地区地区計画の変更について」御説明申し上げます。

説明の前に、資料の差し替えがありましたこと、深くお詫びさせていただきたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。

後ほど、変更箇所については御説明させていただきます。

本件につきましては、令和5年8月に都市計画決定いたしました青梅インターチェンジ北側地区地区計画の一部変更を行うに当たり、当審議会にお諮りするものであります。

変更内容につきましては、既設の水道管の撤去に伴う通路の形状変更に関するものとなっております。

詳細につきましては、担当の拠点整備課長より御説明いたしますので、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（拠点整備課長）

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長、どうぞ。

(拠点整備課長)

それでは、「青梅インターチェンジ北側地区 地区計画の変更」について御説明申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

まず初めに、「地区計画制度」について御説明いたします。

地区レベルでのきめ細かなまちづくりを目指し、地区の特性に応じて、街路、公園等の地区施設と建築物の用途、形態、敷地規模等について総合的な都市計画を定め、その計画にもとづいて、建築または開発行為を誘導・規制するもので、良好な地区環境の整備と保全を図る制度であります。

これを踏まえまして、本日の資料を用いて説明に入らせていただきます。

お手元の資料 1 - 1 「地区計画の変更スケジュール」を御覧ください。

こちらは、本件に関する都市計画法の手續について、その手順を示しております。

令和 5 年度の記載の下、破線で囲んでおりますとおり、本地区計画は令和 5 年 8 月 1 0 日に市が都市計画決定したものとなります。

次に、右側の令和 6 年度になります。

矢印でお示ししております部分でございますが、東京都との事前調整の中で、本件につきましては都市計画法第 1 9 条第 3 項にもとづく都知事との協議対象には当たらない旨を確認し、手續を進めてまいりました。

破線で囲んでおります部分が、今年度、既に実施しました都市計画法にもとづく手續となります。

左から、「都市計画法第 1 6 条」および「青梅市 地区計画等の案の作成手續に関する条例」にもとづき、1 0 月 2 8 日から 1 1 月 1 1 日までの 2 週間、「青梅インターチェンジ北側地区 地区計画の変更」について、都市計画（案）の公告および縦覧を行いました。

次に、一つ右側の破線部ですが、こちらにつきましては、「都市計画法第 1 7 条」にもとづき、令和 6 年 1 2 月 2 日から 1 2 月 1 6 日までの 2 週間、都市計画（案）の公告および縦覧を行っております。

さらに、一つ右側の赤色の実線で囲んでおりますのが、本日の審議会においてお諮りするものでございます。

さらにその右側、今後でございませけれども、黒の実線で囲んでおりますのが、本日の審議会の答申の結果を踏まえまして、令和7年3月に都市計画決定告示を行う予定としております。

次に、資料の1－2を御覧ください。

「意見書の要旨」です。

こちらは、先ほど御説明いたしました「都市計画法第17条」にもとづき、都市計画（案）を2週間、縦覧および意見書の提出期間として実施いたしました。

この縦覧期間中に窓口で縦覧された方は5人、ホームページの閲覧数は837件となっております。

この間に1件の意見書を受け付けております。

意見の内容を整理しますと、賛成の意見が0通、反対の意見が0通、その他の意見が1通でした。

意見書の要旨といたしましては、1つ目として事業の見通し、必要性、2つ目として、交通不安について、3つ目として、自然について、4つ目として、結論という御意見をいただいておりますが、今回の地区計画の変更に直接関わるものではないことから、「その他の意見」として整理し、貴重な御意見としてお伺いしております。

いただいた御意見に対しましては、表右側に「市の見解」としてお示ししておりますとおり、「各種上位計画の基本事項を踏まえ、変更を行うもの」としております。

続きまして、資料1－3を御覧ください。

まず、表紙をおめくりください。

「都市計画の案の理由書」です。

今回の地区計画の具体的な変更内容といたしましては、通路1号の形状の変更でございます。このことについて、最下段の3行に記載させていただいております。

次に、資料を1枚おめくりください。

こちらは「計画書」です。計画書の変更箇所といたしましては、恐れ入ります「計画書」の最終ページまで、3枚おめくりください。こちらの表

の下に表記してございますのが理由の部分となります。「安全性向上および交通機能の円滑化を図るため、地区計画を変更する」としております。

表紙を1枚おめくりください。

こちらは「総括図」です。先ほどの一部差替え資料1－3、「総括図」を御覧ください。

こちらにつきましては、事前に郵送しました資料に変更がございました。

図面右側の赤枠で囲っております箇所ですが、従前、白抜きのままとなっておりますものが、正式には工業地域の水色に着色されたものとなっております。

大変申し訳ございませんでした。謹んで訂正させていただきます。

なお、着色以外の内容については変更箇所はございませんので、御了承いただきたいと思います。

続きまして、資料1枚おめくりください。

計画図につきましては3枚ございますが、「計画図1」、最後のページの「計画図3」については、変更箇所はございません。変更箇所については、「計画図2」を拡大しました資料1－4において御説明させていただきます。

資料1－4を御覧ください。

こちらは、「計画図2」の該当箇所を拡大したものです。

図面中央部分に「通路1号」と表記されている箇所について、変更箇所の廃止部分を黄色で、追加部分を赤色で着色しております。

この通路1号の直下に直径500ミリの水道管が埋設されており、この水道管の埋設状況と合わせて通路形状を計画しておりました。この計画の決定から時間の経過とともに東京都水道局との協議が進み、黄色で着色した道路屈曲部の突出部分に埋設されている水道管を撤去することで協議がまとまったことから、この上部の通路を廃止し、他の部分に隅切りを追加させていただきました。この変更により、通路1号の安全性の向上および交通機能の円滑化を図るとともに、土地区画整理事業の本来の目的である土地や通路の形状を整え、利用しやすい効率的な空間の創出が図られるものとしております。

なお、今回の変更によって、計画書内の通路1号における備考欄の表記を「緑道」から「自転車歩行者専用道路」に変更しております。

大変雑駁でございますが、「青梅インターチェンジ北側地区 地区計画の変更」についての説明は以上となります。

(会長)

以上で説明は終わりでございます。

これより質疑をお受けいたしますが、発言の際には着座のままでお願いします。

また、マイクのボタンをオンにしてから発言をお願いいたします。

それでは、質疑でございますでしょうか。

委員。

(委員)

資料 1－4 の通路拡大図を見ております。

変更点は、この通路の形状だと思いますけれども、当初と違ってこういうふうにしたという経過について、具体的な問題があって変えられたのか、その経緯の説明をお願いします。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長、どうぞ。

(拠点整備課長)

この突出部分に水道管が入っておりました。屈曲部に少し、でべそのような形でありましたので、その形状で通路を決めておりました。

それが、東京都水道局の協議の中で、最終的にその水道の突出部分を撤去するという事で協議が進んだことから、この形状になった次第でございます。

(会長)

委員。

(委員)

それが廃止の部分ですね。

追加の部分を見ると、交通の安全性のためにということで、車が曲がりやすいような、そういう何かと思っているんですけども、少し気になるのが、一番左の一番小さい赤い変更部分のところですけども、ここが今まででいう岩蔵街道の出入口になるところだと思います。

ここについて、交通がかなり多くなるような見通しというのはあるんでしょうか。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長。

(拠点整備課長)

この通路1号ですが、車は入れない状態になっておりまして、もともと、自転車と歩行者が通る道として位置付けております。

(会長)

ほかにはいかがでしょうか。

委員、どうぞ。

(委員)

計画そのものではなく、意見書の要旨の回答の仕方についてです。

縦覧に対しての意見として、対象とは外れているという御説明でしたので、まずはそれをきちんと説明をして、せっかく御意見をいただいたので、こういう質問に対して、説明ではなく、それなりに回答した方が良いのではないかと思います。

採算性については、当然、事業ですから、それを見通してやっているはずですし、交通不安というのは、これはこの話ではないですけども、せっ

かく警察署長もいらっしゃいますし、青梅市と交通安全対策をやっている
ので、そういうことをきちんと言えば良いという気がいたします。

それから、費用についても、むしろここを都市計画決定することにより、
固定資産税が増えて、そういうところに充当できるものですから、もう少し
希望のあるような御回答がいただけるとありがたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。

御参考の意見ということでよろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

委員、どうぞ。

(委員)

地区計画の変更ということで、理由を見ますと、「通路1号の安全性向
上および交通機能の円滑化を図るため、隅切りの設置および一部形状の変
更を行う」ということで、ただいま説明がありました。

それで、工事の進捗状況や付近住民への説明、また工事をやっている関
係で騒音など色々な苦情などの問題はないのかどうか、説明いただければ
と思います。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長、どうぞ。

(拠点整備課長)

工事の説明会は、事業者の方で、周りの地権者に今井市民センターに集
まっていただいて行った次第です。

今後のスケジュールや工事としましては、令和7年度、引き続き、造成
工事を行うとともに、道路下の雨水管、污水管を布設して築造工事を行っ
ていく次第です。

昨日、風が強く吹いておりまして、周りの方から風についてお話があった次第です。ただ、これは市内各所、違うところでもそのような苦情があったと認識しておりまして、今のところ、風に対して、砂が周りに行かないように、まだ全部は囲ってはいませんが、途中まで3メートルぐらいの白い塀で囲って、砂の流出防止、振動、騒音、その辺の対策を行っている次第です。

(会長)

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件、諮問事項でございますので、お諮りをしたいと思います。

「青梅インターチェンジ北側地区 地区計画の変更について」現案のとおり決定するということで御異議ございませんでしょうか。

(委員)

< 異議なしの声 >

(会長)

ありがとうございます。

異議ないものと認めます。

諮問事項「青梅インターチェンジ北側地区 地区計画の変更について」は現案のとおり決定いたしました。

6 協議事項

(1) 青梅市都市計画マスタープランの改定について

(会長)

それでは、議事日程「6 協議事項」に移ります。

こちらの議題は、前回に引き続きということになります。

まずは、「(1) 青梅市都市計画マスタープランの改定について」でございます。

担当より御説明願います。

(都市整備部長)

議長、都市整備部長です。

(会長)

都市整備部長、どうぞ。

(都市整備部長)

それでは、「青梅市都市計画マスタープランの改定」につきまして、御説明申し上げます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市民に最も身近な自治体である市町村が主体的に定めるものとされており、今後の都市計画やまちづくりの総合的な指針となるものであります。

今回の改定は、令和5年度から3か年の計画で見直しを進めており、令和6年10月に開催した前回の本審議会において、改定素案として、まちづくりの「目標」および「基本方針」につきまして、御協議いただいたところであります。

本日は、計画全体の改定原案につきまして、御協議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

改定内容の詳細につきましては、都市計画課長より御説明させていただきます。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

それでは、「青梅市都市計画マスタープランの改定」について御説明申

し上げます。

初めに、本計画であります、地域の特性や実情を踏まえ、市民の意見を反映しながら、目指すべき都市の将来像を分かりやすく描き、その実現に向けた施策を明らかにするものであります。

今回の改定にあたっては、「第7次青梅市総合長期計画」と東京都が広域的な見地から定める「都市計画区域マスタープラン」に即し、関連する諸計画と整合を図りながら定めるとともに、社会経済情勢の変化などに適切に対応していくものであります。

これらを踏まえまして、本日の資料を用いて、説明に入らせていただきます。

お手元の資料2-1を御覧ください。

「計画検討の経緯」であります、時系列に沿って、上から下にかけて記載しております。

資料上段、赤点線より上については、昨年10月18日の本審議会にて、本計画の第2章および第3章について御協議いただいた旨を示しております。その後、計画全体の構成を事務局にて精査するとともに、11月には地域別座談会を開催いたしました。その結果を踏まえ、庁内の検討委員会等にて素案の協議を重ねて、本日、原案として取りまとめたものであります。

以上が計画検討の経緯であります。

次に、資料2-2を御覧ください。

地域別座談会の実施報告書であります。

昨年11月にワークショップ形式で実施した地域別座談会の結果を取りまとめた資料であります。

1ページには開催概要を記載しております。

日時場所、開催方法、参加者数、周知方法は記載のとおりで、地域別に計3回実施いたしました。

各回ともに2つの班に分けて、3つのワークテーマについて話し合いを行いました。

1枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。

こちらは、各ワークテーマの中で、「こういった方向性でまちづくりをするのが重要と思うか」と伺った結果をまとめております。

右図の赤線で囲った箇所が、比較的関心が高い項目となっております。
次に、3ページを御覧ください。

各ワークテーマの中で、主に意見のあった分野について記載したものであります。

テーマごと、それぞれの分野の中でも、主な意見を簡単に紹介いたします。

「ワークテーマ1」では、「公共交通に関するもの」として、車社会や公共交通の便数、手段に関する課題についての意見がありました。

「ワークテーマ2」では、「空き家対策に関するもの」として、空き家の支援や人口減による空き家増加への課題についての意見がありました。

「ワークテーマ3」では、「森林の保全に関するもの」として、緑を守る制度や森林の管理に関する課題についての意見がありました。

それぞれの意見への対応であります。後ほど御説明させていただく本計画の全体構想で示す7つのまちづくり基本方針の中で反映できるものと捉えております。

以上が地域別座談会の実施報告であります。

次に、資料2-3を御覧ください。

本資料は、前回の本審議会の質疑の中で、御意見のみ伺い、回答できなかった内容と、その対応状況を取りまとめております。

1つ目の御意見としましては、青梅駅前の再開発ビルに関する事業内容の質問であります。

対応状況としましては、本計画は具体的な事業内容を示すものではないことから、駐車場などについては個別の事業計画の中で検討されるものと捉えております。

2つ目の御意見としましては、「事前復興」に関する記載がない旨の質問であります。

対応状況としましては、本市の総合長期計画や国土強靱化地域計画等との整合を図り、原案の全体構想および東部の地域別構想にて重要性を追記しております。

3つ目の御意見としましては、駅周辺以外を考慮した拠点化に関する質問であります。対応状況としましては、原案45ページにて、「生活中心地」という拠点の位置付けを行っております。

コミュニティインフラが整っており、災害リスクが低い箇所を拠点化するものとして位置付けておりますが、今後20年を見据える計画として、現時点では明確な位置を拠点化するものではなく、定義を定めるものとなります。

4つ目の御意見としましては、「多摩新宿線」構想の必要性に関する質問であります。

対応状況としましては、東京都の各種計画の位置付けや、本市から継続的に都へ整備要望しているため、引き続き、関連計画との整合を図り、本計画に位置付けているものであります。

最後に、5つ目の御意見としましては、産業の誘致に関する質問であります。

対応状況としましては、原案76ページの「産業環境の整備方針」における基本的考え方として、引き続き、地域経済の活性化等に取り組んでいく方針を示しております。

以上が、前回の本審議会における御意見とその対応となります。

次に、資料2-4を御覧ください。

本資料が今回改定しようとする青梅市都市計画マスタープランの原案であります。110ページに及ぶ資料となりますため、主なポイントに絞って御説明させていただきます。

初めに、表紙を1枚おめくりいただき、「目次」を御覧ください。

本計画の全体構成につきましては、基本的に現行計画を継承する形とし、大きな変更はありません。

次に、4ページを御覧ください。

こちらは、序章として、都市計画マスタープランの位置付けと役割、5ページに改定の背景、改定体制の流れ、6ページに目標年次と計画フレーム、都市計画マスタープランの構成をお示ししておりますが、内容につきましては現行計画からの時点更新が大半となりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、7ページを御覧ください。

こちらは、第1章の構成を記載しており、今回の改定計画では、3の「市民意識」を計画に組み入れております。

恐れ入りますが、31ページを御覧ください。

昨年度実施した市民アンケートから学生へのアンケートなど、33ページにかけて、主なものを集計結果として記載しております。

また、34ページには、「社会経済情勢の変化とまちづくりの視点」を整理しており、人口減少・少子高齢化の進行やコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの重要性などを記載しております。

次に、36ページを御覧ください。

ここでは、社会経済情勢の変化を踏まえ、本市の現況動向から見たまちづくりの課題を整理しております。

説明は割愛させていただきますが、39ページにかけて、第3章の全体構想にて区分する7つの整備方針ごとに課題を記載したものであります。

次に、40ページを御覧ください。

ここからは、前回の本審議会にて御協議いただいた第2章の「都市の将来像とまちづくりの目標」、「将来都市構造」となります。

46ページに「将来都市構造図」をお示ししておりますが、ここには土地利用方針のゾーン区分や交通網等を示す軸、人々の活発な交流を図る地域を示す拠点などを図示したものであります。

なお、1ページ戻っていただき、45ページのエとして、先ほど資料2-3で御説明いたしました「生活中心地」についての記載をしております。

第2章全体につきましては、事務局にて表現の修正等を行ったのみで、前回御説明した内容に変更はありませんので、本日の説明は割愛させていただきます。

次に、47ページを御覧ください。

こちらでも前回の本審議会にて御協議いただいた第3章の「まちづくりの基本方針（全体構想）」であります。

本日は、前回の本審議会以降、変更や追記した主な内容に絞って御説明させていただきます。

なお、その他、内容は変更しないものの、軽微な変更として表現等を修正している箇所がありますので、御承知おきいただければと存じます。

初めに、49ページを御覧ください。

右面一番下の黄色マーカーの箇所ではありますが、こちらは青梅インターチェンジ北側地区で進められている今井土地区画整理事業における公共施

設や建築敷地内の緑化など、周辺環境との調和を図り、新たな秩序ある景観を創出していくことを追記したものであります。

次に、５４ページを御覧ください。

右面の黄色マーカーの箇所ではありますが、前回の本審議会では、公共交通の利用の充実としてまとめていた路線バスについて、項目として取り出したものであります。

次に、６０ページを御覧ください。

左面の黄色マーカーの箇所ではありますが、こちらは都市の緑化推進について、現在同じく改定中の「青梅市みどりの基本計画」に定める緑化重点地区に関する方針と整合を図るため、追記したものであります。

次に、６７ページを御覧ください。

左面一番上の黄色マーカーの箇所ではありますが、都市施設等の整備方針の「基本的考え方」として、人口減少に対応した施設規模や機能の最適化、土地利用の変化に応じた都市計画の見直しなど、持続可能なまちづくりを図っていくことを追記したものであります。

次に、７２ページを御覧ください。

左面下段から右面上段の黄色マーカーの箇所ではありますが、先ほど資料２－３の説明でお伝えしました「事前復興」に関する事項を、本市の総合長期計画等との整合を図り、事前対策を推進し、迅速な都市復興への取組の強化を図っていくことを追記したものであります。

次に、８１ページを御覧ください。

ここからが第４章の「地域別構想」となりますが、１枚おめくりいただき、８２ページを御覧ください。

地域区分は、現行計画と同様に、第３章の全体構想の７つの方針を踏まえた上で、東部、西部、北部の３地域に区分し、地域ごとの特色を反映させたものとなります。

次に、８３ページを御覧ください。

初めに、「東部地域」の方針であります。

「地域特性」の内容については、３地域とも現行計画からの時点更新となるため、説明は割愛させていただき、８５ページを御覧ください。

ここからは、７つのまちづくり方針ごとに記載しておりますが、地域別構想は全体構想を踏まえた上で、現行計画から時点更新を行っているもの

であります。

また、全体構想の方針の中でも、地域別や地区別に方向性を示す必要がある箇所を具体的に記載していくものであることから、基本的には全体構想の内容とひもづいているものであります。

また、東部地域のまちづくりの方針を図に示したのが、92ページの内容となります。この方針図は、大変細かい図で恐縮ですが、基本的には現行計画を継承し、時点更新を行ったものであります。

次に93ページを御覧ください。

ここからが「西部地域」の方針であり、99ページに方針図をお示ししております。こちらも大変細かい図で恐縮ですが、基本的には全体構想でお示ししている内容を地域の図上に落とし込んだものとなっております。

次に100ページを御覧ください。

ここからが「北部地域」の方針であり、106ページに方針図をお示しております。こちらも大変細かい図で恐縮ですが、基本的には全体構想でお示ししている内容を地域の図上に落とし込んだものとなっております。

次に107ページを御覧ください。

ここからが、第5章として、本計画の推進に向けた今後の取組について記載しているものでありますが、1枚おめくりいただき、108ページを御覧ください。

本市の総合長期計画の方針に即し、新たな価値や魅力を「共」に「創り上げる」という意味の「共創」の考え方を取り入れ、本計画を運用していくものであります。

その他は基本的に時点更新した内容となります。

次に、最後の110ページを御覧ください。

右面の(2)に「PDCAサイクル」について記載しておりますが、計画の適切な進行管理や見直しについて示しており、計画の着実な推進を図っていくものであります。

以上が青梅市都市計画マスタープランの原案となりますが、現在も第4章の地域別構想を中心に、記載内容について一部事務局にて精査している箇所があります。

ただし、方針の意味合いや内容を変更するものではなく、最終的な表現を調整しているところであります。

例えば、第3章の全体構想と第4章の地域別構想が重複しているような箇所は、地域別の中ではもう少し特色ある表現にしていくことで調整しております。また、各地域の特性を生かした方針を立てられる箇所の表現を見直し、必要に応じて修正を加えているところでもあります。

このような箇所につきましては、本日、皆様方から頂戴する御意見とともに整理を行い、パブリックコメントの実施までには原案に反映してまいりますので、御承知おきのほどよろしくお願いいたします。

最後に、資料2－5を御覧ください。

「今後のスケジュール」であります。

今後の予定としましては、本日の協議事項を踏まえた上で、3月中旬頃にパブリックコメントの実施と東京都への意見照会を行う予定であります。

また、令和7年度の予定であります。前回の本審議会では9月頃の改定見込みとしておりましたが、行程を見直した結果、資料にお示ししたとおり、原案の修正協議と改定案の諮問として本審議会を2回開催する予定であります。以上のことから、本計画の改定時期につきましては、令和7年12月頃となる予定であります。

大変雑駁ではありますが、「青梅市都市計画マスタープランの改定について」の説明は以上となります。

(会長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問あるいはコメントございましたらお願いをしたいと思います。

いかがでしょうか。

それでは、委員、お願いいたします。

(委員)

初めにお伺いしたいのが、資料2－3の上段「都市計画マスタープランでの対応状況」のところですが。

青梅市の今までの方針を見ておきますと、駐車場についての対応がとても悪いように思います。やはり今、車社会ですから、特に駅周辺の駐車場の整備は民間に任せている現状ですので、もう少し考えた方が良く個人

的に思っていますが、今後変更しないで、ずっと今の現状を続けていかれるのでしょうか。

東青梅駅等では、民間の小さな駐車場にお任せして、市は特別に駐車場の整備等はしない方針だというふうに伺っております。東青梅においては東青梅一丁目の計画地を使われていますが、市民の不満が結構多いと思いますが、いかがお考えでしょうか。

(会長)

事務局、対応をお願いいたします。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

前回御質問のあった青梅駅前の店舗の状況や駐車場の話かと存じます。

繰り返しになってしまいますが、ここに記載のとおり、都市マスに関しては具体的な事業を示すものではなく、地域の駐車場の必要性などにつきましては個別の計画の中で検討されるものと捉えております。

(都市整備部長)

議長、都市整備部長です。

(会長)

都市整備部長、どうぞ。

(都市整備部長)

委員のおっしゃられたように、市としても駐車場については重要な事項だと捉えております。

ただ、駐車場の整備につきましては、都市マスとは別に、個別の計画の

中で検討すべきものであるといったような意味合いで、都市マスの視点で表現させていただいているということでございます。

駐車場については、これからも重要な要素の一つとして検討していくということに変わりはないと認識しているところでございます。

（会長）

委員、どうぞ。

（委員）

もう少し、それなりの表現をしていただきたいと思います。

市の計画の個別ということですか。それとも、それぞれ開発する業者さんが個別に作ってくださいという意味でしょうか。

（都市計画課長）

議長、都市計画課長です。

（会長）

都市計画課長。

（都市計画課長）

繰り返しのになってしまいますが、駐車場等の個別の事業計画につきましては、それぞれの個別事業の中で検討するものと捉えてはおりますが、今回の都市計画マスタープランにつきましては、まちづくりの基本的な方針や考え方を地域別に示すものでありますので、個別の具体的なところまでは記載するものではないと捉えております。

（会長）

委員。

（委員）

ほかの市では、市営駐車場などもあるわけですから、駐車場について市が関与しないというのが、正しいとか一般的であるという考え方は、私は

どうかと思います。

もう少し、市が青梅駅周辺の駐車場の整備について考える方針はないんですね。

駐車場が飛び飛びにしかなくて、立体化もされていないという意味では、市民の不満や要望は多いと思います。1箇所に大きいものがあれば、そこに行けば止められるという安心が市民にもあるわけですがけれども、そのような安心が担保されてなく、すごく不便を感じている一般市民が多いと思います。

商店の方も、きちんとした駐車場が整備されていれば、商売がしやすいと思っていらっしゃる方も多いと思います。

その辺、市として力を入れることはないのですね。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

恐れ入りますが、資料2-4の55ページの右面、赤の点線で囲われた中段のところに、「交通体系の整備方針を実現化するための施策」ということの一つとして、「適正な駐車場配置の検討」という形で入れさせていただいております。

具体的にどこに何をというものではないですが、委員の言われる駐車場の重要性や必要性については、今後検討していく中の要素の一つとして取り上げております。

(委員)

ありがとうございます。

もう一つ伺いたいことが、マスタープランというものについて、疑問を持っております。

青梅市に限らないですが、立派な計画書が色々な分野で個々に作られて

いるわけですがけれども、こんな立派な文章を精査して考える時間を、市民の要望を実現したり改善する時間に、市の職員の方、公務員の方は使ってほしいと思います。

このマスタープランを見ますと、総合長期計画と重複するところが結構あると思います。それは当然かもしれませんが、もう少しマスタープランをコンパクトにして、重複を少なくして、省略化してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

（都市計画課長）

議長、都市計画課長です。

（会長）

都市計画課長。

（都市計画課長）

資料２－４の４ページを御覧ください。

ここに、都市計画マスタープランの位置付けや役割を記載しているところでございます。右面に記載のとおり、本市の最上位計画である第７次青梅市総合長期計画、また、東京都が広域的な見地から定める都市計画区域マスタープランに即すものとして都市計画マスタープランは位置付けております。

その中で、都市計画やまちづくり、土地利用といったところは確かに総合長期計画と重なる部分がありますが、そこはむしろ重複する形で、まちづくりに特化した計画として、打ち出していくというところで表記していくものになっております。

（会長）

よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

委員。

（委員）

座談会について、コメントになってしまいますが、地域回りをさせていただいている時に、若い方も街に対して意見がないわけではなく、結構意見をおっしゃってくれます。定員が20名に対して、やはり参加人数が少ないと思いました。

もう実施してしまったので、今後の話になりますが、座談会に行くと考えると、なかなか敷居が高いと思うので、Z o o mなどを取り入れて、丸々2時間ではなくても、自分の都合で自由に参加できるようにするなど、もう少し敷居を下げてもらえると良いと思いました。

すぐには定着しないかもしれませんが、少しずつ参加しやすくなるような工夫を考えることをしてもらえたら良いと思いますが、いかがでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

資料2-2の左下に、周知方法として記載してありますが、SNS等を利用して、周知につきましては幅広く行ってきたものでございます。

ただ、委員おっしゃるとおり、参加人数としては10人に至っていないというところもございますので、Z o o mなどの様々な視点で工夫をしまして、今後、広く参加いただけるような形態を検討していきたいと考えております。

(会長)

市長、どうぞ。

(市長)

各部署で色々なワークショップをやっていて、毎回どう人を集めるかというのは以前から課題になっております。

以前、ぷらっとカフェという、ワールドカフェのやり方で毎回すごく人が集まっていたので、そのようなやり方はどうかなど、人を集める方法については庁内で検討しており、色々と試していきたいと思いますので、担当部署の方はよろしくお願いいたします。

委員の駐車場の件について、一言コメント申し上げます。

駐車場については全く考えていないわけではなく、市の持っている土地については、要望がありましたら、どうしたらいいか検討はしております。

例えば、観光地においても駐車場が足りないという要望がありましたら、できる範囲で、どうしたらいいかという検討はしておりますので、担当者はきちんと考えているところでございます。

あと、土地に関して売買等の様々な問題がありますので、市としても駐車場については当然ながら考えております。

(会長)

ほかにはいかがでしょうか。

委員、お願いします。

(委員)

資料2-4の34ページ、35ページのところに「4 社会経済情勢の変化とまちづくりの視点」があり、9つの視点について書かれております。

人口減少やSDGs、well-beingなど、どの視点もとても大事だと思いますが、まちづくりの視点というところで見ると、「(9)コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」というところが、ほかの8つの視点以上に、まちづくりについてのマスタープランというところでは、上位の視点に入ってくるのではないかと考えています。36ページ、37ページの交通体系のところにも「コンパクト・プラス・ネットワーク」というのがあります。

どれも非常に重要な視点なので、上位はつけるべきではないのかもしれませんが、コンパクトなまちづくりというところが、今後の青梅市の持続可能なまちづくりには、非常に大事なところだと個人的には考えております。

そういう視点を持つと、9番目に「コンパクト・プラス・ネットワーク

のまちづくり」という視点が、ほかの8つの視点と同列であるというよりは、コンパクトなまちづくりというところを、より分かりやすく凝縮して、全体的なマスタープランの中でも、特に上位の視点という意味の方が分かりやすいような気がします。

全部重要だということは分かっておりますが、人口減少やSDGsなどは、まちづくりというよりは政治そのものの視点で、まちづくりというマスタープランの中では、コンパクトなまちづくりの方が上位にくるような構成にもう少し変えてみても良いかと個人的な意見ですが、御見解があれば教えてください。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

今回の改定に当たりましては、委員おっしゃるとおり、コンパクトなまちづくりという視点はとても重要に捉えております。

9つ挙げさせていただいた中でも、1つ目の「人口減少・少子高齢化の進行」というところも書かせていただいておりますし、「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」ということで、人口減少が明らかな状況の中では、今後のまちづくりの中では、その視点というのは非常に重要として考えております。今回は一つの視点の要素として、人口減少やコンパクトなまちづくりについては、重点的に記載をしている内容になっておりますので、その辺り強調できるのかどうか工夫してまいりたいと考えております。

(会長)

委員、どうぞ。

(委員)

資料２－３、意見と対応の３番目の意見は、私が前回の審議会で話をさせていただいたものです。もちろん「生活中心地」ということを定義していただくことは構わないですが、ここの生活中心地での生活利便性を向上するには、そこにある程度の拠点があり、買い物ができるというようなことが必要になると思いますので、それが今後できるような可能性を表現してほしいと思います。

実際に、総合長期計画の「６－３－３ 地域内消費の拡大支援」の項目で、「歩いて行ける買い物環境の整備を推進し、地域内消費の拡大を支援します。」となっています。生活中心地から歩いていける範囲で拠点をつくるという意味でございますので、その可能性を残してほしいなと思います。よろしくお願いします。

（都市計画課長）

議長、都市計画課長です。

（会長）

都市計画課長、どうぞ。

（都市計画課長）

「生活中心地」の位置付けでございますが、今の時点で具体的にどこにどういう形という話は難しいところがありますが、委員おっしゃるとおり、今後どのような形で拠点化を図っていくべきかというところは、検討の要素として捉えておりますので、都市マスを運用していく中で、その辺りを明確にできるような検討を重ねてまいりたいと考えております。

（会長）

ほかはいかがでしょうか。

委員、どうぞ。

（委員）

大変ボリュームの大きいプランなので、どこからどの部分について聞こうかといつも迷ってしまいましたが、まず、住民意見の問題です。

先ほど、委員も言われましたけれども、前回、座談会を4回開催し33名参加したということで、参加者が少ないのではないかとということで、今回の座談会はどう工夫されるのか伺ったところ、東部、西部、北部に絞って行うと言われていましたが、今回も7名、8名、9名参加したということで、計算してみると平均人数は全く変わらないということです。

この後、パブリックコメントを行うということですが、やはりこれは課題だと認識はされているのでしょうか。

重なるかもしれませんが、見解を伺いたいと思います。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

地域別座談会につきましては、前回も御質問いただいたとおり、3地域で実施するというので、地域ごとに特化したものではなく、市域全体として広く御意見を伺う場として3会場で実施したものであります。

また、今回の改定に当たりましては、「市民意識」としまして、昨年実施した市民アンケートや、今回は小・中・高のこれからの将来を担う学生たちの意見なども取り入れ、広く意見を募集したところです。

また、今後のパブリックコメントでも広く意見を募集してまいりたいと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

都市計画マスタープランというのは、もともとは歴史的に見れば、土木という観点からインフラ整備などの観点が強い計画だろうと思います。

そうすると、例えば、座談会での意見が必ずしもこのマスタープランの

在り方とかみ合わないこともあるかと思います。

そのようなことも含めて、環境問題や交通問題など、道路を整備するだけではなく、持続可能な交通手段など、マスタープランも含め少しずつ変わってきているとは思いますが、それでもまだ、かみ合わない気がしています。

なので、パブリックコメントをやって、かみ合わないまま御意見と回答がただ並べられたように感じられてしまうと、市民からすると遠ざかってしまうと思います。

パブリックコメントをやりますということだけではなく、もう一步、何か工夫できないものでしょうか。

(都市整備部長)

議長、都市整備部長です。

(会長)

都市整備部長、どうぞ。

(都市整備部長)

市民意見を吸い上げるにはどのような方法があるのかというところでは、日々、我々としても検討しているところではあります。

なるべく多くの方に参加いただいて、様々な意見を伺っていきたいという姿勢は変わりはありませんけれども、先ほど市長からもお話があったとおり、子供から高齢の方まで、どのような方法であれば、皆さんが参加しやすいのかというようなところを色々な情報を集めながら、今後、こういう方法が全体に向けて良いというところを、さらにもう少し深く検討し、なるべく多くの方に御意見を言っていたいただけるような環境をつくっていきたいと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

なかなか、聞いてすぐお答えするのも難しいとは思いますが、例えば、マスタープランの中には公園の問題なども出てきます。

大変かもしれませんが、公園に行きますと、土日はかなり御家族連れもおられますし、商業地域の問題であれば、大手量販店さんにも御協力いただければ、そこで意見を聞くとか、そうすると、パブリックコメントという全市民に向けた公平な手続とは少し違うかもしれませんが、資料づくりなどではできるかとは思っております。

これは要望ですけれども、それを踏まえて、資料２－４の１１０ページ、「３ 都市計画マスタープランの適切な見直し」のところが、どのように書かれているかと思ったら、非常にシンプルな書き方でした。

例えば、要望などをこの中に取り入れて示していく、計画そのものが変わらなくてもそのようなことも継続的にやられるのはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（都市計画課長）

議長、都市計画課長です。

（会長）

都市計画課長。

（都市計画課長）

１１０ページの「（１）社会経済情勢等に対応した計画の見直し」に記載しておりますが、今後のまちづくりの方向性に変化が生じた場合や、委員おっしゃる住民のニーズ、その変化などにも柔軟に対応していき、見直しを検討してまいりたいという考え方を示しております。

（会長）

委員。

（委員）

少し違う話になりますが、８５ページの「（１）土地利用の方針」の（イ）の最後の部分で「都立誠明学園周辺地区地区計画で定めた文化施設地区に

は、都立文化会館の設置を促進します。」と記載されていますが、これは実際には今の検討内容とは変わってきているのかと思うんですけども、私の意見としては、都立文化会館という書き方ではなく、もう少し、ふわっとした、今の情勢に合ったものというような意味にしたらどうかと思いました。が、いかがでしょう。

（都市計画課長）

議長、都市計画課長です。

（会長）

都市計画課長。

（都市計画課長）

こちらの誠明学園の関係ですが、現在も現行計画同様に東京都と協議を行っておりまして、大きな計画の進行はありませんが、引き続き、市としても協議は進めてまいりたいということで、現行計画同様、記載させていただいている状況であります。

（会長）

委員。

（委員）

現行同様なのかどうかというのは、私たちは分かりませんが、それについては、まだ時間もあるので、なにか変化があれば表現を変えということもありかと思っております。

最後に、今言ったところもそうですけれども、やはり時代とともに、色々とニーズも変わっていくという中で、前回、東部地域と簡単に言いましたが、東部地域の位置付けはどうなのかというふうに伺いましたが、このマスタープランですと、東部地域というと青梅駅から東の方がみんな東部地域のような形なので、少し広すぎたなと思っています。

やはり住宅がすごく増えている地域などは、そういったところに合わせて公共施設の整備なども考えていかないといけないと思います。

先ほど、委員の話でコンパクト・プラス・ネットワークの話がありましたが、私は、この３５ページの図を見ると、電車と駅が書いてあって、どこは書いていませんが、今住んでいたところから矢印が指されている地域にお住まいの方はどう思うかなと思うんです。うちは今までのコンパクトなまちではないところだと感じた方は、そこに住んでいていいのかと感じられるのではないかと考えておまして、これは慎重に考えないといけないことだというふうに考えております。

そういった点も含めて、今の状況に合わせたまちづくりということでは、公共施設の整備なども集約というだけでない視点を入れておく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

（都市計画課長）

議長、都市計画課長です。

（会長）

都市計画課長。

（都市計画課長）

こちらは、概念図として記載しておりますが、先ほど、委員から御意見があったとおり、今後のコンパクトなまちづくりの重要性というのをイメージできるようなものとして記載したものであります。

ですので、ほかの地域を切り捨てるのではなく、今後、こういうところに配慮してコンパクトな居住環境の整備を進めていく必要がありますというようなことが分かるように、概念図として記載しております。そのような考え方の重要性を図として示す意味で記載しておりますので、その辺の誤解がないよう、今後工夫してまいりたいと考えております。

（都市整備部長）

一点、補足よろしいでしょうか。

都市整備部長です。

（会長）

都市整備部長、どうぞ。

（都市整備部長）

今まさに委員がおっしゃったところというのが、我々としては都市計画の根本的な部分、スプロールを防止するということです。

少子高齢化が進んでいくという中では、どこに住むかということ自体は、今課長が申し上げたとおり、住んではいけないということではなく、例えば高齢者だけの世帯が増えてくると、最寄り品の買い物や病院、公共サービスなどを皆さんが受けられるような街をつくっていくには、コンパクト化というのが一つの方向性になってくるところでございます。

技術の進歩もございますので、例えば、eコマースなどでいけば、今までは最寄り品も自分で買いに行くとする、車を運転できない場合、スーパーまで行くのに、御家族の方などが迎えに来てくれないと行けないと、御家族の方がいなかったらどうするというようなところも含めて集約していくと、そういうところに住んでいかないと、そのようなことが課題になってくるというような捉え方もある中では、例えば、商品が家に届いてくるといった社会情勢とかも踏まえながら、今後、恐らく人口減少、少子高齢化も避けられないという中では、どのように効率よく、財政的なところも考えていかなければいけません。広がって全てに、公共施設や道路についてもそうですけれども、将来的に持続可能などよく言いますけれども、そういった視点でどういうふうに街をつくっていかないといけないかというのは一つの課題であり、どこに住んではいけないということを言っているわけではなく、それをみんなで考えていきましょうというところが、今、我々の都市計画等を立てていく上での一番重要な視点なのかなと捉えているところでございます。

（会長）

市長、どうぞ。

（市長）

コンパクトシティというのが一つのキーワードになると思いますが、青梅市は各地域それぞれ歴史がございます。

具体的に言うと、11支会ありまして、それぞれの支会の中で、歴史ある共同体の中で、学校であったり市民センターなど、拠点となる箇所を決めていただき、そこである意味コンパクト化を進めていただくと、上下水道の社会インフラもそれなりにある意味効率化できますし、それぞれの拠点でコンパクト化が進んでいくと、公共交通等でもネットワークでつながるといいなという、私のイメージはあります。

(会長)

委員、どうぞ。

(委員)

今回のマスタープランの中で、東部地域、西部地域、北部地域ということをつなげているわけですが、東部地域の農地の減少等の関係で、東部地域が一番農地が減少しているわけで、87ページに「集団的農地、市街地内の農的環境の維持・保全」という文章が出ています。

西部地域については、98ページで「梅の里の更なる魅力づくり」という項目だけで、北部地域につきましては、102ページに黒沢川下流、成木地区ということで、農林業の振興という項目ぐらいです。

実際問題、東部地域の農地が減少する中で、西部地域、北部地域の農地というのは、これからもっと必要性が高いのではないかと思います。

ですから、このマスタープランにもう少し農地のことを記載していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

農地の保全という観点では、委員おっしゃるとおり、非常に重要な視点と考えております。

東部地域のみならず、西部地域、北部地域における農地の保全の重要性というところも考えておりますので、もう少し表記できるか検討してまいります。

(会長)

ありがとうございます。

あと御発言を求められる方はお二人でよろしいですか。

では、まず委員から。

(委員)

それでは、公共交通の関係で発言したいと思います。

資料２－４、３１ページの「市民意識」を見ましても満足度が低い項目として、「誰もが利用・移動しやすいまちづくり」というのが非常に満足度が低いとなっております。そして、今後、人口減少等による懸念される問題ということで、「鉄道やバス等の公共交通が減便や廃止になる」ということが出ております。

色々なところに記載がありまして、３５ページには、先ほども議題になりました「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」の概念図ということで、この図を見ますと、「公共交通空白地における新たな移動手段の検討」、「デマンド型交通の導入」と記載されており、これは、概念で大体を予想してコンパクトにここに表したということですが、例えば、青梅市はタクシー運賃補助制度やグリーンスローモビリティなど新たな制度も導入しております。

そうした中で、この３５ページに記載の「デマンド型交通の導入」というのは、西部地域なども含め青梅市全体で要望があるかと思いますが、ここにデマンド型交通の導入をわざわざ記載した理由について、その辺の見通しなどについて説明をいただければと思います。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長、どうぞ。

（都市計画課長）

35ページの概念図の記載の内容ですが、基本的な考え方として、都市計画と公共交通というのは非常に密接な関係であります。切っても切り離せない関係性でございますので、青梅市が定めております地域公共交通計画との整合というところは、都市マスの中でもかなり重要な視点になっていきますので、今後、その計画とも連携を図りながら、具体的な取組について進めていくことになります。

（会長）

市長どうぞ。

（市長）

補足ですけれども、これは、あくまでも概念図だと思います。

私の選挙公約でも公共交通は重点項目の一つでありますので、火曜日には、施政方針演説等で新たな対策について発言したいと思っております。

（会長）

では、委員どうぞ。

（委員）

資料2-4の108ページのところで、前回のマスタープランから、今回になって「共創」というキーワードが新たに加わってきたという御説明が先ほどありました。

これからの青梅市は、人口減少・少子高齢化の中で、やはり限られた財源の中で持続可能な市政運営をしていかなければならないというようなことで、住民の意見、非常に貴重なものだとは思いますが、全てに応えられないというようなこともあるかとは思いますが。

そういった中で、今回、「協働・共創のまちづくり」という形を打ち出したことの意義というようなことをお聞かせください。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

「協働」と「共創」というところの中で、協働というところは、これまでの現行計画でも行政が企業等との多様な主体と目的意識を共有し、対等の関係の下に連携して課題解決に当たるということになります。

今回、この共創という意味合いですが、総合長期計画にもそれぞれの考え方が取り入れてあるというところもありますが、行政や民間事業者、大学等との協働を基本に、新たな価値や魅力を一緒に作り上げていく必要性というのが今回の改定の中でもポイントかと思ひまして、組み入れた形となっております。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、次の議題に進んでまいりたいと思いますが、私から一つだけ申し上げます。

先ほど、座談会等の参加の話がございまして、確かにこれは人数が非常に少ないので、やはり大きな課題の一つだと思います。

御参考までに、ほかの市でどんなことを最近やられているかというお話を少しだけさせていただきます。

比較的多いのはオープンハウスという方法が取られるようになってきています。これは例えば3日間など、皆さんが比較的良好よく使う場所に少しスペースを取り、そこで常時パネルなどを見て、意見を言ってもらいたいという方法です。

これは駅前であったり、市役所であったり、そういうところで、来た方がその場で意見交換ができるということなので、職員が常駐していないと駄目なので、手間は普通よりはかかりますが、私の知っている都下の都市でも、最近そういうやり方を取っているところは多いかと思ひます。

それから、もう一つは、こちらからお出かけして行き、意見を聞きに行くという、専門的にはアウトリーチという方法を取っているところもあります。

確かに委員が言われるように機会平等ではなくて、特定の人にしか聞きに行けないので、なかなかその辺りは難しいところですが、例えば、私が経験したことですと、青梅と違う地方都市ですが、皆さん車が移動手段なので、駅を使っている主な人たちは高校生たちです。高校に出かけて行って、そこで意見を聞いてくるというようなことをやったりもしました。

青梅でも色々なステークホルダーの方がおられて、主要なステークホルダーの方には、こちらから出かけていって、1時間か2時間集まってもらって意見交換するというようなやり方も今後は考えられるのかと思いますので、ぜひ参考にしていただければと思います。

（２）青梅市みどりの基本計画の改定について

（会長）

それでは、続いての議題に参りたいと思います。

協議事項のもう一つの議題でございますけれども、「（２）青梅市みどりの基本計画について」でございます。

こちら、まずは事務局より御説明をお願いいたします。

（環境部長）

議長、環境部長です。

（会長）

環境部長、どうぞ。

（環境部長）

それでは、協議事項の「（２）青梅市みどりの基本計画の改定について」御説明いたします。

みどりの基本計画につきましては、都市緑地法第４条にもとづき、市が策定する「緑地の保全および緑化の推進に関する基本方針」であり、市が

進めるみどり施策のマスタープランとなるものであります。

現行計画につきましては平成２６年度に策定しており、約１０年が経過しております。この間、みどりを取り巻く状況が社会経済状況とともに大きく変化したため、市の最上位計画である青梅市総合長期計画が令和５年に改められており、これらを踏まえて今回の改定を進めているところであります。

本件につきましては、前回の当審議会において、御審議いただいた後に、地域別座談会や高校生アンケートおよび東京都協議などを行って原案を取りまとめましたので、本日、協議事項として御審議いただくものであります。

詳細につきましては公園緑地課長より御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

（公園緑地課長）

議長、公園緑地課長です。

（会長）

公園緑地課長、どうぞ。

（公園緑地課長）

それでは、「青梅市みどりの基本計画の改定について」御説明申し上げます。

配布しております資料に沿って、御説明させていただきます。

まず、資料３－１を御覧ください。

こちらは、本計画の改定にあたり実施した、地域別座談会等の実施報告であります。

初めに、「１ 地域別座談会」であります。概要につきましては、先ほど、都市計画マスタープランにおいて説明があったとおりとなっております。

みどりに関しましては、記載のとおり、各地域において公園や森林、観光、農業、管理、環境学習の分野で幅広く御意見をいただいております。

次に、右側の中段、「２ 特別支援学校 都立青峰学園アンケート調査」

であります。

児童・生徒および保護者を対象に実施したところ、児童・生徒からの回収率は12.8パーセントでございました。アンケートでは、「公園で利用しにくい点、苦勞する点」や「インクルーシブな遊び場に必要だと思う遊び」などの問いを設け、障害を抱えた方やその御家族が公園利用に対して感じていること、期待することなどを把握することができたと感じております。

裏面を御覧ください。

「3 高校生アンケート調査」になります。

東京都立多摩高校および都立青梅総合高校の2年生を対象に実施をしたところ、回収率は72.2パーセントでありました。

「みどりを楽しむために行政に期待すること」では、「イベントの実施」や「マップ・案内看板の設置」、「東屋等の設置」が上位を占めており、公園緑地の情報発信や魅力創出の必要性について認識をさせていただいたところでございます。

右側に移りまして、「4 中学生オンライン交流会」では、「青梅の木材や林業に興味を持ってもらうことで、青梅の注目度が高まり、森の循環もできるのではないか。」など、中学生の目線から多くの意見をいただいたところでございます。

続きまして、資料3-2を御覧ください。

こちらは、第1回都市計画審議会および第2回環境審議会でいただいた御意見とその対応状況となります。

表右側、「みどりの基本計画での対応状況」の枠内にあるページ番号は、資料3-3に対応しております。そちらの方も併せて御覧をいただければと思います。

初めに、第1回都市計画審議会でいただいた御意見になりますが、1つ目として、「みどりに関する問題は、目標年次である10年スパンで考えることは難しく、農林水産業関係団体、少子化が進んでいる地域の人々などにもヒアリングを行い、10年以上を見据えた計画にすべき」との御意見をいただいております。

改定に当たりましては、地域別座談会を実施するとともに、関係団体にもヒアリングを行う予定となっております。

また、改定計画の目標年次は10年後となりますが、原案の4ページを御覧いただきたいと存じます。

「1 みどりの基本計画」に記載のあるとおり、市が中長期的な視点から定める計画と認識した上で、改定の作業を進めております。

2つ目として、「四方道路に面している公園ではボール遊びができないため、子供たちが伸び伸びと遊べるような対策を行うべきである」との御意見をいただいております。

原案におきましては、50ページを御覧いただきたいと存じます。

「2-1-1、地域特性に合わせた計画的な公園改修において、地域住民の意向やニーズを踏まえ公園施設等の整備を進めること」としているほか、その下の「2-1-2 効率的・効果的な公園管理」では、「公園を柔軟に利活用するための仕組みづくり」を検討しているところでございます。

3つ目として、「教育の観点から、保育や幼児教育など、自然を生かしたり、学校林の活用を検討すべきである」との御意見も頂戴しております。

こちらは、原案の51ページ「2-2-1 公共施設の緑化推進」において、「学校ビオトープ等の環境教育への活用、コミュニティ花壇やみどりのカーテンの設置など自然環境を実感できるような緑化を推進する」としているほか、57ページを御覧いただきたいと存じます。

「共-2-2 みどりに関する普及啓発」では、「将来、みどりのまちづくりを担うこどもたちが、みどりに関心を持ち、みどりの役割や重要性を楽しみながら学ぶことができるように、環境学習や体験学習の機会を拡充する」と記させていただいております。

資料3-2の2ページ目に移らせていただきます。

4つ目として、「公園について、高齢者や健康寿命の観点も取り入れるべきである」との御意見もいただいております。

原案においては、5ページを御覧ください。

「エ コミュニティ形成機能」において、「健康づくり」などの観点を取り入れております。

また、50ページを御覧いただければと思います。

「2-1-1 地域特性に合わせた計画的な公園改修」では、「高齢者を含め、あらゆる人々が、自由に安心して利用できる場としていく」こと

を記載をさせていただきました。

次に、第２回の環境審議会でもいただいた御意見と対応状況となりますが、御意見につきましては、計画目標や民有地のナラ枯れの問題、３ページ目に移りまして、青梅の森の活用や森林整備、農業振興について御意見をいただきました。

みどりの基本計画での対応状況については、右側に記載のとおりとなりますので、後ほどお目通しをいただければと存じます。

次に、３－３を御覧ください。

表紙に記載のとおり、前回当審議会からの修正箇所を赤字、第１回都市計画審議会の意見に対する対応箇所を黄色マーカー、第２回環境審議会に対する対応箇所は桃色マーカーで表記させていただいております。

また、改定に当たり、１月８日から１月２４日の期間で東京都と事前協議を行ったため、意見をいただいた箇所について、黄緑色のマーカーで表記をさせていただいております。

それでは、１ページ目をおめくりください。

こちらの目次でございますけれども、前回当審議会では、第３章および第４章について御協議をいただきましたので、本日は新たにお示しする第５章以降につきまして重点的に御協議をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

初めに、４３ページおよび４４ページを御覧ください。

前回の審議会では検討中でありました計画目標となります。

改定計画では、市民アンケートの調査を踏まえ、質的な目標に重点を置くこととしており、「みどり率」、「みどりの質の満足度」、「公園の整備・管理状況の満足度」、「公園の利用頻度」、「農地の保全・管理状況の重要度」、「イベントの参加のしやすさ」、「ボランティア活動・育成講座等の参加延べ人数」を目標としております。

続きまして、５８ページを御覧ください。

前回の審議会において、重点プロジェクトの方針をお示したところでございますけれども、改定計画では、みどりの分野に限らず、まちづくり全体を推進する上での地域課題を設定し、重点プロジェクトとしてグリーンインフラに取り組むこととしております。

５９ページを御覧ください。

1 つ目として、アで示す「上位・関連計画における取組の必要性」から、イの「地域課題」として、「市街地のエコロジカルネットワークの形成」を設定いたします。

この地域課題に対し、右側のウ、「重点的に取組む施策」を個別施策から抽出し、エでは「取組によって期待される効果」を示させていただいております。

同様に、60 ページでは「住み続けたいくなるまちづくり」、61 ページでは「カーボンニュートラルの実現」を地域課題に設定し、それぞれの重点施策、効果について示しております。

次に、63 ページを御覧ください。

「地域別まちづくり」となります。

現行計画では支会別に定めておりました改定計画において、地形や土地利用等の状況、生活圏のまとまり、みどりのネットワークを考慮し、東部、西部、北部の3地域別に方針や取組を示すことといたしました。

64 ページからは、東部地域になります。

「(1) みどりの現況」では、東部地域の地理的状況や土地利用について整理をしております。

「(2) みどりのまちづくり方針」については、「市街地に隣接する丘陵地や崖線樹林を保全するとともに、公園や社寺林、街路樹などのまちなかのみどりを充実させ、みどり豊かな生活環境とまちなかのエコロジカルネットワークの形成を目指します。」とさせていただいております。

「(3) みどりのまちづくりの取組」では、基本方針や個別施策を踏まえ、65 ページにかけて、「みどりをまもる取組」、「みどりを育てる取組」、「みどりを活かす取組」、「共創の取組」として整理しております。

また、66 ページでは、東部地域のまちづくりの方針図を取りまとめております。

67 ページから69 ページは西部地域となります。

「(2) みどりのまちづくり方針」としては、「豊かな自然環境や歴史・文化等の地域資源を活用した観光・交流の促進とともに、自然環境と地域コミュニティが共存したゆとりと潤いのあるみどりのまちづくりを目指します。」とし、方針や取組を示しております。

同様に、70 ページから72 ページは北部地域になります。

「（２）みどりのまちづくり方針」としては、「山地や丘陵地、河川等の豊かな自然環境を保全するとともに、里山の生活環境や風景を活かした、ゆとりある生活空間の形成と地域コミュニティの活性化を目指します。」とさせていただきます、方針や取組を示しております。

次に 74 ページを御覧ください。

こちらは「第 6 章 緑地等保全・管理の方針」となります。

初めに、「1 都市公園の整備および管理の方針」であります。本市の都市公園の市民 1 人当りの公園面積は現在 10.59 平方メートルであり、こちらは青梅市の公園条例の標準と定めております 1 人当たり 10 平方メートルを満たしている状況でございます。しかしながら、都市公園が持つ重要な役割を踏まえ、「（１）都市公園の整備方針」、「（２）都市公園の管理方針」について、ここに定めております。

75 ページに移らせていただきます。

こちらでは、「2 特別緑地保全地区の保全に関する事項」になります。

本市では、「第 1 号千ヶ瀬特別緑地保全地区」、「第 2 号青梅の森特別緑地保全地区」の 2 箇所を指定しており、これらの地区の保全計画を定めています。

76 ページからは、「青梅の森特別緑地保全地区」についての記載をしております。

現行計画にも記載はありましたが、令和 6 年に改定した「青梅の森事業計画」にもとづき内容を精査し、取組を進めることとしております。

また、77 ページでは、昨年 11 月の都市緑地法の改正により新設された「機能維持増進事業」について、実施方針を定めることとしております。

次に、79 ページを御覧ください。

「3 生産緑地地区の保全に関する事項」になります。

生産緑地を含む都市農地は、農地が持つ多面的な機能に着目し、都市農業振興基本計画において、「都市にあるべきもの」と位置付けられました。

このような背景を踏まえ、「（１）生産緑地地区の指定方針」、「（２）生産緑地地区の管理方針」および「（３）生産緑地地区の活用方針」を定めております。

80 ページでは、「4 緑化重点地区」になります。

緑化重点地区は重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区であり、特

に重点的にみどりのまちづくりを推進する地区となります。

現行計画では緑化重点地区は定めておりませんでした。改定計画では新たに定めることといたします。

緑化重点地区の指定に当たっては、エコロジカルネットワークを形成する上で、緑化の必要性が高い地区を選定させていただきたいと考えております。

具体的には、地区別のみどり率、樹林率の状況を踏まえ、相対的に低い、大門、東青梅、新町、河辺および今井地区の市街化区域を緑化重点地区に指定したいと考えております。

８１ページを御覧ください。

緑化重点地区では、都市公園の整備や公共施設の緑化とともに、各種制度を活用した民有地の緑化を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、８３ページを御覧ください。

改定した計画の推進に当たり、各主体の役割を示した上で取組体制を記載しております。

また、８４ページでは、ＰＤＣＡサイクルにより、各施策の継続的な進捗管理、必要に応じた計画見直しを行うこととしております。

最後に資料３－４を御覧ください。

今後のスケジュールになりますけれども、赤枠で囲った箇所が本日、第２回都市計画審議会となります。

２月１９日に第３回の環境審議会へ原案について協議を行った後、下段および中段にありますとおり、関係団体への協議、パブリックコメントを実施いたします。

その後、東京都への意見照会も実施し、改定案を取りまとめ、再度、本審議会と環境審議会で御協議をお願いしたいと存じます。

なお、改定につきましては、本年９月頃を予定しておりましたが、上位計画である都市計画マスタープランの改定が１２月になったことから、庁内検討委員会においてみどりの基本計画の改定時期についても再度精査するよう意見をいただいたところでございます。スケジュールについて再度検討し、改定時期に変更が生じた場合におきましては、改めて本審議会に御報告させていただきたいと存じますので、御了承のほどよろしくお願い

いたします。

大変雑駁でございますけれども、「青梅市みどりの基本計画の改定について」の説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、こちらも協議事項ということで、御質問や御意見を承りたいと思います。

いかがでしょうか。

では、委員。

(委員)

座談会のところですが、青峰学園のアンケート調査でトイレのことが出ているかと思いますが、私も子供がいるので結構公園に行きますが、公園によっては、トイレと水道が離れているところがあったりして大変なので、もう少し利用者の目線を加味していただきたいと思います。

また、子供だけではなく、お年寄りの方の場合は、仮設トイレが多いので段差があったりして大変だと思うのと、また、仮設トイレですが、たまに故障中なのか、使用禁止の時があります。市民の方、特に高齢の方も、公園のトイレに行くまでに頑張って歩いて来て、使えないパターンがあるのをお見かけします。それだと、少し悲しいので、できたら仮設トイレの臨時を置いていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長、どうぞ。

(公園緑地課長)

トイレの場所と水道の位置が少し離れているというような御意見かと思

います。

当時、どのような経緯で設置されたのかどうか、今はお答えしにくい部分ではございますけれども、今後の整備計画の中ではそういったところの利便性を重視していきたいと考えております。

次に、仮設トイレの使用中止が多いという部分につきましては、故障等もあるとは思いますが、今の冬場の時期などにおきましては、水道の凍結などが発生し、水道管が破裂するという事例も過去にかなり発生しております。これらについては、気候がある程度穏やかになってきたときには、全て解放していく形になると考えております。

また、仮設トイレの新設等につきましては、現実的には難しいというふうに公園管理者としては捉えているところでございます。

(委員)

もう一点、みどりの基本計画に関連して、子育てママとしては、青梅はみどりが売りだと思っています。

山があるだけではなかなか入りづらいので、まさに花木園は自然と一体になって遊べるので、子供たちなどが自然体験ができるような形で、今後残していただけるとありがたいと思います。

いかがでしょうか。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

御意見として承らせていただきます。

(会長)

それでは、委員、どうぞ。

(委員)

65ページの「共創の取組」のところに、「みどりに関するボランティア団体が話し合いや情報共有できる仕組みづくりなど、活動の活性化につながる連携体制を検討します。」と書かれております。

56ページの中段のところにも、「多様な主体との連携による活動を推進するとともに、気軽に参加できるボランティア活動についても検討します。」というふうに書かれております。

なかなかボランティアの方が増えていかない状況は、どこもありますが、みどりの活動というのは、やはりボランティアの方々が大切だと思います。

また、31ページの森林ボランティアについても、青梅市民の参加者は減少傾向で、緑地管理ボランティアについても、2013年が28人、2023年は13人と減ったまま増えていないという状況がございます。

気候状況も暑くなってきて、外でやるボランティアということですので大変な状況であり、また高齢になってきている方も続けるのが難しいなど、色々な状況はあると思いますが、「気軽に参加できるボランティア活動の体験についても検討します。」ということについて、どのようなお考えかお伺いします。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

ボランティア活動につきましては、記載のとおり、ボランティアの担い手不足というところは課題だと捉えております。

計画の中では、それに対する施策を打ち立てた中で、具体的には森林や緑化、緑地等に興味を持ってもらうようなイベントを開催をして、興味を持っていただき、そこに連動してボランティア活動まで繋げていけるような活動が取れればと考えております。

(会長)

委員、どうぞ。

(委員)

ボランティアに興味を持つきっかけとして、イベントに参加してみるとはすごく有効だと思いますが、その後、続けていくということに関しては、本当に自分にとって、行ってよかった、また行きたくなるという、何かしらのメリットや、みどりに携わることで心が豊かになる、文化につながっていく、10年、20年先の大きなスパンでみどりは捉えていくことだと思うのですが、みどりの繁栄を将来に残していけるように自分が頑張っているんだと思えるように、信念というか、そういうことを伝えていけるようなリーダーがいて、そこにボランティアの方々が集えるような、方向をつくって、ここに来ると何か新しい世界があるというようなことがあれば、みどりのことに関するボランティアに参加していこうという方も増えていくように思うのですが、市としてはいかがお考えでしょうか。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

みどりのボランティアの部分につきましても、現在、青梅の森に隣接しています永山公園・風の子太陽の子広場において体験小屋の設置や管理棟を改修して、講座もできるような状況にしているところでございます。

こちらをフィールドとして、指導者育成、それから講座の開催等を中心に行うことで、ボランティア活動の発展にも貢献していきたいと考えております。

(会長)

それでは、委員、どうぞ。

(委員)

青梅市みどりの基本計画を拝見していますと、川のことが出てこないです。立川崖線と言われていまして、立川から青梅駅付近の多摩川の崖地には貴重な自然環境があるとされています。河川は国土交通省の管轄だから、青梅市は関係ないからこの計画には出てこないのかと考えながらも、そうであっても、やはりもう少し市として川の周囲の環境、みどりの環境をどのように考えるのかという方針を示してもいいような気がします、その辺りのところをお教えてください。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

河川等についてでございますけれども、15ページの「3 みどりの特徴」の「(1) きれいな水、空気、豊かな暮らしを届けるみどり」では、多摩川とその支流、荒川水系の霞川、成木川、黒沢川など、青梅市の河川の状況などを記載をさせていただいているところでございます。

それから、48ページの「みどりを守る」施策では、「1-2-2 多摩川以外の河川環境の保全」としまして、先ほど申しました成木川や黒沢川等の保全をしていくという形で、河川についても市のみどりとしての重要なポイントとして捉えておるところでございます。

(会長)

よろしいですか。

それでは、委員、お願いします。

(委員)

資料３－２の３つ目、「教育の観点から、保育や幼児教育などに自然を活かしたり、学校林の活用を検討すべきである」これは、前回、私が提案した指摘ですが、５７ページのところの「共－２－２ みどりに関する普及啓発」のところで御記載をいただいております、御検討いただいたことに関して、まず感謝をいたします。

私の申し上げたイメージは、共創というよりは、その少し前の基本方針３、「みどりを活かす」のところで、３－１－４までありますが、例えば、３－１－５として青梅市として、「学びの場としての活用」など、こういったイメージでの提案を申し上げたつもりでしたので、御調整をいただけるとありがたいと思っております。

もう一点、５６ページの「共－１－３ 担い手の発掘と育成」ですが、農業の話は結構書いてありますけれども、青梅では、みどりの中では林業も非常に特徴的な産業であると思っております。

今、林業従事者の数がかなり少ないということで、必要な作業、ニーズに供給が応えられていないという状況があると思います。

ここに対して、例えば地元の企業とか団体などとも、協働・共創しながら進めていくなど、こういった観点も盛り込んでいただくと、より実効性が高まるのではないかと考えております。

（公園緑地課長）

議長、公園緑地課長です。

（会長）

公園緑地課長、どうぞ。

（公園緑地課長）

教育の観点の部分につきましては、先ほどの委員からの御意見も踏まえて精査させていただきます。

それから、次の共創の「担い手の発掘と育成」につきまして、こちら、青梅市は６割の森林を抱えている中で、森の担い手が不足しているということは重々承知しており、地主さんの方も高齢化が進み、管理が行き届かないというところは現状認識しているところでございます。

そういった意味も含めまして、担い手の発掘につきましても、色々な活用方法も生かして、地元の森林ボランティアや担い手の森林事業者と組合との連携も深めながら、進めていく方針の追記を考えていきたいと思っております。

（会長）

市長、どうぞ。

（市長）

みどりを使った教育等に関しまして、この間、市内の各幼稚園を幾つか視察に行きました。

特に青梅の西部の方には、自然の中に保育園があり、実際、色々なプログラムを見てみますと、園によっては毎回、山に行って採ってきて工作するという非常に良い保育プログラムをやっているところがあり、そういうところの広報やPRが足りないと感じるところがありますので、ぜひ担当の方は保育園等も色々と確認していただきたいと思っております。

（会長）

よろしくお願いします。

それでは、委員どうぞ。

（委員）

原案の67ページをお願いします。

「地域別のみどりのまちづくり」の「西部地域」（3）に、「シカ等の有害鳥獣被害に対し、都や周辺自治体、関係団体と連携した捕獲等の取組を推進します。」と記載があります。それ以外にも、79ページには「生産緑地地区の保全に関する事項」のところで、鳥獣害被害のことについて記載があり、一般的には農業被害についてが非常に重要だと思います。

また、運転中に獣をひいてしまうロードキルの問題をすごく議論されていることはありますが、猟友会さんについては、農林水産課になるかと思いますが、みどりが多い自治体の中では非常に重要な地域団体だと思います。

狩猟サークルだということは理解しているんですけども、それらの団体について、どう考えているのか教えてください。

（公園緑地課長）

議長、公園緑地課長です。

（会長）

公園緑地課長。

（公園緑地課長）

鳥獣被害等につきましては、基本的に市民の生活を脅かす問題となるものについては、青梅市としても、警察、猟友会の協力の下、対処を行っているところでございます。

そういったところも現行計画の中では入っておりませんので、どう表現できるかということも精査していきたいと考えます。

（会長）

委員。

（委員）

関連しまして、生活被害を守るという点で猟友会の方の存在についてです。

実際、行政からの駆除依頼などを独占的に猟友会の方が行っていることは分かっていますが、森林を守るという観点から見ても、今、森林内で鹿が増加し、木を食べられてしまったりなどの食害被害や、鹿の角などで樹皮が剥がされてしまったりということで、青梅、奥多摩の森は、まだそんなに大きくはないですけども、全国的に見ると、それにより土砂災害が起きたり、山が剥げてしまうということがあります。

現在は恐らく猟友会の方々が森林内の野生鳥獣の個体数を何とか減らす活動ができていますので大丈夫でしょうが、高齢化してきて、人数もなかなか増えず、趣味で動く方以外で、平日の時間で行政の依頼を受けるという方は少ないと思います。

鹿などは放っておくとあっという間に増えると聞きますので、そういうところをもっと補助していくという意味で、10年スパンという話ですので、長いスパンで見て、猟友会の方たちをもっと助けていくのも、一つみどりを守るという視点になるのかなと思います。

そういう食害被害などがもっと広がらないための取組も一つ入れていただけたら良いと思います。

とりとめもないですが、そういった視点も必要だと考えております。

(会長)

御意見ということでよろしいですか。

それでは、次は委員。

(委員)

資料3-2、意見と対応について、一番上のものは、私が要望させていただきましたが、10年スパンということだけではなくということで、資料3-3の4ページに「市町村が中長期的な視点から」と入っているのは良いことだと思うんですけども、ただ、ここに一言入るだけではなく、中身をどう中長期的にしていくかが大事だと思います。

併せて、お話しした関係団体へのヒアリングも必要ではないかということで、こちらではお答えの方に「関係団体にもヒアリングを行います」と書いてありますが、いつ誰を対象にというようなことが考えられているか、御説明いただきたいと思います。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

恐れ入ります。資料3-4を御覧ください。

本年度の3月から4月にかけて、パブリックコメントと合わせた形で、

関係団体への聞き取り協議を進めます。

関係団体につきましては、J Aさん、森林組合さん、それから観光協会さん等の協議を考えているところでございます。

(会長)

委員。

(委員)

このスケジュールのところですね。

それで、関係団体となったとき、今言われたような団体も当然だと思うんですけれども、度々ここに出されているボランティア関係などの方も必要ではないかと思っております。

学校教育で、成木地区の中学校の学校林がかなり荒れてしまっている状態のところに行き、授業をやるというのに参加させていただいたことがあります、やはりボランティアの方々がそういったことをやっていただかないと、先生だけではできませんので、そういった方々の意見なども大事だと思いますが、いかがでしょうか。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

委員のおっしゃるとおり、関係団体の中にはボランティアさん、青梅の森では柚保プロジェクトなどとの協議をしております。それから各種団体さん、各所管課の方でもみどりに関するところの団体もいると思いますので、そちらの方とも連携して意見を聴取していきたいと思っております。

(会長)

委員。

(委員)

あと、個別の事例で大変恐縮ですが、８０ページを見ますと、緑化重点地区ということで、先ほど新たに設定されていくという話がありました。

そこで伺いたいのは、新町にある東京都の畜産試験場ですけれども、あそこはどのような位置付けになっているのかと思っております。

私が子供の頃から、かなり緑豊かなところという印象だったんですが、急にソーラーパネルが敷かれたり、建築物ができたりしているんですけれども、やろうと思ったら、あそこのみどりは全部切ってもいいようなものなんではないでしょうか。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

畜産試験場につきましては、新町緑地として都市計画法で定める緑地に指定されているものでございます。その中で、市街地のみどりの拠点や地域のにぎわいの創出というような形で今後進めていきたいと考えております。

また、新町緑地については、都市計画法で定めている緑地でございますので、一定の制限のかかった形での整備となるものと捉えております。

(会長)

では、委員、どうぞ。

(委員)

これから市民の皆様にみどりの基本計画について、パブリックコメントなども行われるわけですが、読んでみて気がついたのは、非常に横文字が多いということです。

4 ページには「W e l l - b e i n g」、14 ページには「I o T」、ページは言いませんけれども、「サードプレイス」、「ネイチャーポジティブ」、「企業の C S R 活動」、「P a r k - P F I」など、非常に横文字が目立っています。

大体の概念は分かっているけれども、やはり正確に理解しようと思って色々調べましたが、例えば「企業の C S R 活動」は「社会貢献」など日本語に直すなどして、解説をつけるとか、巻末にこうした言葉について、きちんと説明するなど、もう少し市民に分かりやすく、理解しやすいようにつくったら良いと感じましたが、そのような点はいかがでしょうか。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

こちらの方につきましては、上位計画や関連計画の中での用語を使っているところもございます。

今回の計画におきましては、しっかりと用語解説は入れていく予定となっております。

(会長)

ありがとうございます。

委員、どうぞ。

(委員)

先ほど、保育園等で森林を活用した教育をされているところもあるということをお伺いしましたが、そういった保育園というのは、街なかではなく、山に近い地域の保育園で実施されていることが多いかと思われるんです。

ただ、保育園を利用する方というのは、働いている方が利用されている

わけですから、働いている御両親というのは、人口密度からいって、駅付近であったり、街なかの方が多いかと思われるんです。

そういった方たちが青梅に期待することは、街でも生活しやすく、森も経験できるということで青梅を利用しているのに、森の木育を経験するには山の地域にしかないという懸念があると思います。

幼児期からこのような教育ができれば、とても理想的だと思いますが、小学校、中学校で、木育や農業などを教育的に、市がもう少し介入できないかとすごく思います。

資料３－２に「教育の観点から、学校林の活用を検討すべきである」の意見に対し、「環境学習や体験学習の機会を拡充します」という対応が書いてありますが、実際にどのようなことを検討をしているのか、もう少し計画的に盛り込んでほしいと思いました。

また、自分の子供が通っている学校では、以前、稲作体験をされていましたが、色々な理由からなくなってしまった時期がありますが、３年ほど前に、ＰＴＡと学校の校長先生や副校長先生の方々が協力していただいて、地域の田んぼを所有している方と交渉をして、稲作体験が復活したという経緯があります。

そのようなところを、もう少し市が介入して、このような環境学習や体験学習というのを実施していただきたいと思います。そのような計画を盛り込んでいくことは可能なんでしょうか。

（公園緑地課長）

議長、公園緑地課長です。

（会長）

公園緑地課長。

（公園緑地課長）

御意見ありがとうございます。

基本的に、みどりのまちづくりを担う子供たちについて、色々なみどりの役割などを学習する場というところは、先ほど市長の方からも、色々な保育園での取組も御紹介していただいたところでございます。

本市におきましても、コミュニティ花壇の花苗の植樹作業などにつきまして、保育園を御招待させていただいて、体験していただく事業なども今年度から試行的に実施したところもございます。

そういった青梅市でできるものについては、みどりの基本計画の中では共創の部分のところでの表現にはなっておりますけれども、個々の施策としては、各学校教育の場面や子育ての場面で、こういったものを促進できるような体制については、横のつながりで行っていければと考えております。

(市長)

先ほど、西部の方の保育園というふうに一例として挙げましたけれども、都市部の幼稚園でもバスで山に移動して森林教育やっているところもあります。

私の息子も都市部の幼稚園でありましたが、例えば、新田山公園などに行って落ち葉を取ってきたり、各園でいろいろな取組はなされていると思っております。

また、みどりを活用した教育については、青梅の地域の特性を生かしていく上での大きな教育のキーワードになると思いますので、その点に関しましては、色々な教育関係の計画等もありますので、ぜひ盛り込んでいきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、大体意見も出尽くしたようでございますので、本議題もここまでとさせていただければと思います。

それでは、次回以降またこの議題は御審議いただくことになると思いますので、その旨、御承知おきいただければと思います。

7 その他

(会長)

それでは、議事日程の「7 その他」に移ります。

その他について、委員の皆さん方から、まず何かございますでしょうか。
よろしいですか。

それでは、事務局の方で何かございますか。

(事務局)

特にございません。

(会長)

ありがとうございました。

○ 閉 会

(会長)

それでは最後、閉会に当たりまして、市長より一言お願いします。

(市長)

それでは、委員の皆様、長時間にわたり御審議ありがとうございました。

次の審議会まで少し期間がありますので、皆さん、本当に色々なところで御活躍中ですので、今日の話を持ち帰って色々なところで議論していただいて、またどこかで会いましたら意見を交わしまして、この審議会の場でまた御意見をいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(会長)

それでは、以上をもちまして令和6年度第2回青梅市都市計画審議会を閉会いたします。

闊達な御議論いただきまして、誠にありがとうございました。